

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (健康長寿政策課)	1

告 示

高知県告示第542号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成27年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767番地5	平27・9・1	平30・8・31
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	〃	〃
南国中央病院	南国市後免町三丁目1-27	〃	〃
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	〃	〃
田野病院	安芸郡田野町1414-1	〃	〃
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	〃	〃
前田病院	高岡郡越知町越知甲2133	〃	〃
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	〃	〃
大月病院	幡多郡大月町鉾土603番地	〃	〃

高知県告示第543号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示し、平成27年9月高知県告示第523号（漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還）は、廃止する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成28年1月21日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成27年9月15日

清水漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
軽貨物自動車1台（高知41け1222、三菱LE-U61V、車長3.39メートル、車幅1.47メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
土佐清水市本町 清水漁港突堤岸壁
平成27年7月16日午前10時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成27年7月16日午前11時
土佐清水市本町 清水漁港突堤岸壁
- 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置
清水漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

高知県告示第544号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年9月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（平成27年度南国海岸工事に用進入道路測量設計業

- 作業期間
平成27年8月31日から同年12月25日まで
- 作業地域
高知海岸南国地区（南国市十市の一部）

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年9月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
保健衛生総合庁舎改築主体工事 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県健康政策部健康長寿政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
平成27年5月22日
- 落札者の氏名及び住所
大林・ミタニ特定建設工事共同企業体 高知市塚町1番21号
- 落札金額
2,255,040,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成27年3月31日